

JAうま

「おたのしみ」定期積金

ご案内 毎月 **10,000円**以上**5年間**

お掛けいただきます。



ポイント

1 定期積金をご契約中は、年1回日帰り旅行などをご案内します。
(2月～3月案内予定)
※行き先は、毎年変更します。

2 旅行等の参加代金は、その都度ご負担いただきます。

3 旅行等の参加は、自由とします。



毎年、素敵な旅行等をあなたに!!

例えば…

イメージ



アウトレットでお買い物

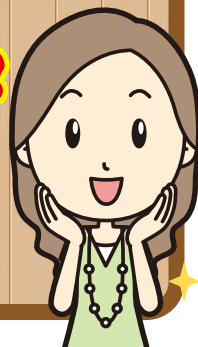


イメージ

ヨットセーリングなど

季節の観光へ
ご案内(花の名所など)

イメージ



くらしのよりどころ潤いと安らぎの創造
うま農業協同組合

| | | |
|---------------------|-------------------|--------------------|
| 本店営業部 TEL 24-3852 | 松柏支店 TEL 24-4465 | 土居中央支店 TEL 74-3290 |
| 川之江中央支店 TEL 58-3200 | 中曽根支店 TEL 24-2213 | 長津支店 TEL 74-2504 |
| 川之江支店 TEL 58-3540 | 寒川支店 TEL 25-2111 | 川下支店 TEL 74-3213 |
| 金生支店 TEL 58-2168 | 豊岡支店 TEL 25-0121 | 関川支店 TEL 74-2069 |
| 川滝支店 TEL 56-3402 | 新宮支店 TEL 72-2221 | 金融部 TEL 24-3737 |

【旅行主催】



株式会社農協観光

商品概要説明書

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| | |
|--|--|
| 1. 商品名 | ・ 定額式定期積金：『「おたのしみ」定期積金』 |
| 2. 販売対象 | ・ 個人のみ |
| 3. 期間 | ・ 5 年 |
| 4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 | ・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 払込周期は毎月とします。 ・ 1 回あたり 10,000 円以上 |
| 5. 払戻方法 | ・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。 |
| 6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法 | ・ 契約時の期間 5 年もの定期積金の店頭表示利率を約定利回りとして適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特約事項 | ・ 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利回りに 0.5% を上乗せした利率) |
| 9. 中途解約時の取扱い | ・ 満期日前に解約される場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。 |
| 10. 貯金保険制度 (公的制度) | ・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A 本店または当 J A の下記連絡先にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 金融部金融企画課 (電話：0896-24-3737) また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県 J A バンク相談所 (電話：089-948-5656) でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または愛媛県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会 (電話：089-941-6279) |
| 12. その他参考となる事項 | ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り (年 365 日の日割計算) の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間中であっても、諸事情によりお取扱いを終了する場合があります。 |

詳しくは J A 窓口にお問い合わせください。